(別刹	氏2)番号法第9条第1	項別表第一に定める事務	务	
No.	移転先	別表第一の上欄	別表第一の 法令上の根拠 (項番)	事務
1	障がい福祉課	市町村長	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児 通所医療費、障害児相談支援給付費者しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの 提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの
2	母子保健課	都道府県知事又は市町村長	9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康増進課	都道府県知事又は市町村長	10	予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号) による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの
4	障がい福祉課	市町村長	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの
5	課税課 (市民税G) 医療保険課	都道府県知事又は市町村長	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	建築課	公営住宅法第二条第十六号に 規定する事業主体である都道 府県知事又は市町村長	19	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	医療保険課	市町村長又は国民健康保険組 合	30	国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	障がい福祉課	市町村長	34	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への 入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	建築課	住宅地区改良法第二条第二項 に規定する施行者である都道 府県知事又は市町村長	35	住宅地区改良法による改良住宅 (同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。) の管理 若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主 務省令で定めるもの
10	消防防災課	市町村長	36Ø2	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって 主務省令で定めるもの
11	高齢福祉課	市町村長	41	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	こども課	都道府県知事又は市町村長	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	母子保健課 医療保険課	市町村長	49	母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号) による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	こども課 (医療保険課)	市町村長 (児童手当法第十七条第一項 の表の下欄に掲げる者を含む。)	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同 じ。) の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	医療保険課	市町村長又は後期高齢者医療 広域連合	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	建築課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設 及び管理を行う都道府県知事 又は市町村長	6102	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で 定めるもの
17	社会福祉課	都道府県知事等	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律による支援給付又は配偶者支援金 (以下「中国残留邦人等支援給付等」という。) の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	介護保険課 医療保険課	市町村長	68	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	健康増進課	都道府県知事又は保健所を設 置する市の長	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の 勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	健康増進課	市町村長	76	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で 定めるもの
21	障がい福祉課	都道府県知事又は市町村長	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	こども課	市町村長	94	子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) による子どものための教育・保育給付の支給 又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの